

2022年8月

発行登録追補目論見書
(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー

2032年9月13日満期

ブラジル・リアル建ゼロクーポン社債(円貨決済型)

- 売出人 -

エイチ・エス証券株式会社

クレディ・スイス・エイ・ジー 2032年9月13日満期 ブラジル・リアル建ゼロクーポン社債（円貨決済型）（以下「本社債」といいます。）の償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

本社債の償還金は日本円で支払われますが、その金額は、日本円／ブラジル・リアル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出要項」をご参照ください。なお、本社債には利息は付されません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております（下記はその英文です。）。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933 (as amended; the "Securities Act") and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

この特記事項の直後に挿入される契約締結前交付書面及び無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社のみ責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社はこれらの書類につき一切責任を負いません。

(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成及び交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2021年12月5日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P・グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2021年12月5日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくはS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2021年12月5日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2-外1-78

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年8月5日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 ディレクター レト・ヒューズリ
(Reto Hösli, Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001
パラデプラッツ8番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 岡 知 敬

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 知 敬

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 600万4,000ブラジル・レアル (円貨換算額1億5,250万1,600円)
(上記円換算額は1ブラジル・レアル=25.40円の換算率(2022年8月3日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数とし、小数点以下第3位を四捨五入したレート)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	2020年10月29日
効力発生日	2020年11月6日
有効期限	2022年11月5日
発行登録番号	2-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2-外1-1	2020年11月6日	250,000,000円		該当事項なし
2-外1-2	2020年11月6日	400,000,000円		該当事項なし
2-外1-3	2020年11月6日	197,298,600円		該当事項なし
2-外1-4	2020年11月19日	410,000,000円		該当事項なし
2-外1-5	2020年12月2日	3,008,000,000円		該当事項なし
2-外1-6	2020年12月8日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-7	2020年12月16日	769,000,000円		該当事項なし
2-外1-8	2020年12月18日	2,220,000,000円		該当事項なし
2-外1-9	2020年12月28日	300,000,000円		該当事項なし
2-外1-10	2021年1月13日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-11	2021年1月15日	541,000,000円		該当事項なし
2-外1-12	2021年1月15日	660,000,000円		該当事項なし
2-外1-13	2021年1月22日	300,000,000円		該当事項なし
2-外1-14	2021年1月22日	2,000,000,000円		該当事項なし
2-外1-15	2021年1月25日	700,000,000円		該当事項なし
2-外1-16	2021年1月25日	250,000,000円		該当事項なし
2-外1-17	2021年2月4日	580,000,000円		該当事項なし
2-外1-18	2021年2月5日	3,770,000,000円		該当事項なし
2-外1-19	2021年3月2日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-20	2021年3月3日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-21	2021年3月5日	521,968,000円		該当事項なし
2-外1-22	2021年3月12日	1,265,000,000円		該当事項なし
2-外1-23	2021年3月15日	660,000,000円		該当事項なし
2-外1-24	2021年3月17日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-25	2021年3月22日	2,508,000,000円		該当事項なし
2-外1-26	2021年3月26日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-27	2021年4月1日	350,000,000円		該当事項なし
2-外1-28	2021年5月19日	187,479,680円		該当事項なし

2-外1-29	2021年7月2日	200,000,000円	該当事項なし
2-外1-30	2021年7月9日	592,000,000円	該当事項なし
2-外1-31	2021年8月6日	225,957,680円	該当事項なし
2-外1-32	2021年8月6日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-33	2021年8月6日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-34	2021年8月6日	200,000,000円	該当事項なし
2-外1-35	2021年8月12日	359,000,000円	該当事項なし
2-外1-36	2021年8月26日	500,000,000円	該当事項なし
2-外1-37	2021年9月17日	522,000,000円	該当事項なし
2-外1-38	2021年9月17日	8,794,000,000円	該当事項なし
2-外1-39	2021年10月13日	887,000,000円	該当事項なし
2-外1-40	2021年11月12日	1,127,000,000円	該当事項なし
2-外1-41	2021年11月24日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-42	2021年11月24日	250,000,000円	該当事項なし
2-外1-43	2021年12月1日	4,877,000,000円	該当事項なし
2-外1-44	2021年12月6日	400,000,000円	該当事項なし
2-外1-45	2021年12月10日	1,259,000,000円	該当事項なし
2-外1-46	2021年12月10日	1,100,000,000円	該当事項なし
2-外1-47	2021年12月14日	1,302,000,000円	該当事項なし
2-外1-48	2021年12月15日	162,962,800円	該当事項なし
2-外1-49	2021年12月17日	500,000,000円	該当事項なし
2-外1-50	2022年1月14日	1,290,000,000円	該当事項なし
2-外1-51	2022年1月14日	300,000,000円	該当事項なし
2-外1-52	2022年1月21日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外1-53	2022年2月18日	639,000,000円	該当事項なし
2-外1-54	2022年2月18日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外1-55	2022年2月22日	450,000,000円	該当事項なし
2-外1-56	2022年3月11日	300,000,000円	該当事項なし
2-外1-57	2022年3月16日	3,576,000,000円	該当事項なし
2-外1-58	2022年3月17日	1,398,000,000円	該当事項なし
2-外1-59	2022年3月17日	104,000,000円	該当事項なし

2-外1-60	2022年3月17日	177,000,000円	該当事項なし
2-外1-61	2022年3月22日	602,500,000円	該当事項なし
2-外1-62	2022年4月18日	1,333,000,000円	該当事項なし
2-外1-63	2022年4月18日	81,000,000円	該当事項なし
2-外1-64	2022年5月13日	204,100,000円	該当事項なし
2-外1-65	2022年6月7日	123,162,270円	該当事項なし
2-外1-66	2022年6月7日	581,000,000円	該当事項なし
2-外1-67	2022年6月16日	6,249,000,000円	該当事項なし
2-外1-68	2022年6月16日	267,000,000円	該当事項なし
2-外1-69	2022年7月1日	1,250,000,000円	該当事項なし
2-外1-70	2022年7月14日	557,000,000円	該当事項なし
2-外1-71	2022年7月15日	15,482,000,000円	該当事項なし
2-外1-72	2022年7月15日	1,917,000,000円	該当事項なし
2-外1-73	2022年7月15日	74,000,000円	該当事項なし
2-外1-74	2022年7月15日	589,000,000円	該当事項なし
2-外1-75	2022年7月15日	1,000,000,000円	該当事項なし
2-外1-76	2022年8月3日	1,500,000,000円	該当事項なし
2-外1-77	2022年8月5日	500,000,000円	該当事項なし
実績合計額		91,399,429,030円	減額総額 0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

408,600,570,970円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	24
第二部 公開買付けに関する情報	25
第三部 参 照 情 報	26
第 1 参照書類	26
第 2 参照書類の補完情報	26
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	27
第四部 保証会社等の情報	27
金融商品取引法第 5 条第 4 項に掲げる要件を満たしていることを示す書面	28
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	29
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	55

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2032年9月13日満期 ブラジル・リアル建ゼロクーポン社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	1,900万ブラジル・リアル	売出価額の総額	600万4,000ブラジル・リアル
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000ブラジル・リアル
償還期限	2032年9月13日（以下「満期日」という。）（注2）		
利 率	該当事項なし		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
利払日	該当事項なし		
摘 要	<p>(1) 信用格付</p> <p>本書日付現在、発行会社（以下に定義する。）は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からA2の、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からBBB+の長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.spglobal.com/ratings/jp/）の「ライブラリ・規制</p>		

	<p>関連」の「無登録格付け情報」(https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/ja)の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(2) その他</p> <p>本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
--	---

- (注1) 本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2021年11月19日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2022年9月12日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。ユーロ市場で発行される本社債の額面総額は、上記の日本における売出券面額の総額と同額である。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。
- (注2) 満期日が営業日（以下に定義する。）でない場合には、当該満期日は翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。
- (注3) 「ブラジル・レアル」とはブラジル連邦共和国の法定通貨を、「円」又は「日本円」とは日本国の法定通貨を意味する。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の31.60%	2022年8月8日から 2022年9月9日まで	10,000ブラジル・レアル以上 10,000ブラジル・レアル単位	なし	売出人の日本における 本店及び所定の営業所
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称		売出しの委託契約の内容		
該当事項なし		該当事項なし		

摘要

- 本社債の日本における受渡期日は、2022年9月13日である。
- 本社債のすべての申込人は2022年9月13日に売出価格を日本円にて支払う。
- 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- 本社債は1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)金融商品市場に係る指令2014/65/EU（その後の修正を含み、その時々において変更又は代替される。）（以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令(EU)2016/97（以下「保険販売業務指令」という。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの又は(iii)規則(EU)2017/1129（以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（又はこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号（以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して当該本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とするべきではない。ここに「リテール投資家」とは、(i)2018年欧州連合（離脱）法（以下「EUWA」という。）に基づき国内法の一部を構成する規則(EU)2017/565号の第2条第8号において定義されるリテール顧客、(ii)2000年金融サービス・市場法（改正済。以下「FSMA」という。）の規定及び指令(EU)2016/97を施行するためにFSMAに基づき制定された規定又は規則の意味における顧客であって、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)600/2014

号の第2(1)条第8号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの又は(iii)EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)2017/1129の第2条において定義される適格投資家ではない者のいずれか(又はこれらの複数)に該当する者をいう。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)1286/2014号(以下「英国PRIIPs規則」という。)によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって英国におけるリテール投資家に対して当該本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された2021年7月23日付の代理契約（その後の修正、改訂又は補足を含み、以下「代理契約」という。）並びに発行会社が発行する社債に関して締結した2021年11月9日付の約款捺印証書（発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。）に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人（もしあれば）をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者（以下「本社債権者」という。）は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、(i)本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供されるか、又は(ii)財務代理人に対して事前に書面による請求があり、また（財務代理人が満足する形で）保有及び身元情報の確認が取れた上で、本社債権者に対して電子メールによって交付される。

以下の社債の要項（以下「本要項」という。）は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され（以下「無記名式社債券」という。）、額面金額は10,000ブラジル・レアルとする。無記名式社債券は無記名式大券（以下「大券」という。）に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。

大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（以下、それぞれ「決済システム」という。）によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者（別の決済システムの記録に表示されている限度で当該決済システムを除く。）（当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。）（明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。）は、当該本社債の当該額面金額の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債はユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2. 本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3. 利息

本社債には利息は付されない。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

下記の規定に従い満期日前に償還又は買入消却されない限り、額面金額10,000ブラジル・レアルの各本社債は、発行会社により、満期日に、計算代理人が以下の算式に従って決定した円貨額（以下「満期償還金額」という。）で償還されるものとする。満期日が営業日でない場合、翌営業日調整に従った調整が行われる。

$$\text{額面金額} \times \text{参照為替レート}$$

「営業日」とは、土曜日及び日曜日を除く日のうち、(a) 関連する通貨の主要な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行う日であり、かつ、(b) 東京、ロンドン、ニューヨーク及びリオデジャネイロ、ブラジリア又はサンパウロのいずれかにおいて商業銀行及び外国為替市場が関連する通貨建てで支払の決済並びに通常の営業（外国為替の取引及び外国通貨預金を含む。）を行う日をいう。

「翌営業日調整」とは、満期日が営業日でない場合に当該日を翌営業日に延期する調整方法をいう。

「為替判定日」とは、満期日の5営業日前の日（あらゆる調整を行う前のかかる日を「予定為替判定日」という。）をいう。なお、予定為替判定日と満期日との間に予定外休日（計算代理人が決定する。）がある場合、為替判定日の調整は行われない。但し、予定為替判定日が予定外休日である場合には、為替判定日は直後の営業日に延期される（かかる場合には当該日が予定外休日である場合でも当該日を為替判定日とする。）。

「参照為替レート」とは、為替判定日に関して、当該日のサンパウロ時間午後1時15分頃までに公表されるPTAX日本円レートの売値の逆数（1ブラジル・レアル当たりの円の数値で表示される。）をいい、小数第三位を四捨五入し、小数第二位まで求める。但し、価格参照元障害が発生した場合又は為替判定日が予定外休日である場合には、参照為替は、計算代理人により、その単独かつ完全なる裁量において、商業的に合理的な方法で決定される。

「PTAX日本円レート」とは、いずれの日に関しても、ブラジル中央銀行によってそのウェブサイト（www.bcb.gov.br）上で通貨コード470（日本円）のPTAX終値として公表される、ブラジル・レアル/円のレート（1円当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。）、又は計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法で決定される当該レートの承継レートをいう。PTAX日本円レートは、ブルームバーグによって<JPYBRL PTAX Currency>スクリーン（又はその承継ページ）上でも公表されるが、ブルームバーグにおいて公表されるレートとブラジル中央銀行のウェブサイトにおいて公表されるレートとの間に不一致が生じた場合には、ブラジル中央銀行のウェブサイト（又はその承継ページ）上のレートがあらゆる計算に関して使用される。

「価格参照元障害」とは、PTAX日本円レートが入手できない場合（当該レートが公表されない、スクリーンが利用できない又はその他のいずれの理由によるものであるかを問わない。）をいう。

「予定外休日」とは、営業日ではない日で、為替判定日の2営業日前のサンパウロの現地時間午前9時までに市場が（公的公表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）当該日が営業日でないという事実を覚知できなかった日をいう。

4.2. 違法事由による償還

(i) 本社債に基づく発行会社の債務の履行（発行会社により行われる計算又は決定を含む。）、又は(ii) 本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、許可要件、方針若しくは要請（法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。）に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなる発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合（以下「違法事由」という。）、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外早期償還額（以下に定義する。）で本社債を償還することができる。この場合、予定外早期償還額の定義に定める場合を除き、当該予定外早期償還額決定日（以下に定義する。）後は、満期償還金額又はその他の金額の支払は行われない。

本第4.2項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社はその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

「予定外早期償還額」とは、本要項第7項により本社債の償還期限が到来した場合はその直前の又はその他のすべての場合においては発行会社による本社債の早期償還の決定直後（実務上合理的に可能な限り）の本社債の価額（計算代理人がその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の①ないし⑥の要素に基づいて又はそれらを考慮の上決定する。）に相当する円金額（ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。）をいう。

- ① 本社債の満期までの残存期間
- ② 銀行間の貸付金利
- ③ (A)本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由（以下に定義する。）の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利、又は(B)その他のすべての場合においては、計算代理人が予定外早期償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法により決定する。）
- ④ 本社債が1つ又は複数の原資産にリンクされている場合、かかる原資産の価額、予想される将来のパフォーマンス及び／又はボラティリティ
- ⑤ (A)本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有

無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）、又は(B)その他のすべての場合においては、計算代理人が予定外早期償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法によりその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算する。）、並びに、

- ⑥ 計算代理人が関係すると考えるその他の情報（かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。）

なお、以下の(A)ないし(C)が適用される。

- (A) 予定外早期償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めに解消、設定、再設定及び／又は調整した結果として発行会社及び／又はその関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて発行会社はその裁量により決定した金額とする。）を考慮して調整される。
- (B) 本要項第7項に従った償還の場合、予定外早期償還額の計算は、当該債務不履行事由自体による発行会社の信用度に対する追加の又は直後の影響（発行会社の信用格付の実際の又は予想される格下げを含むが、これに限らない。）は考慮しない。
- (C) 予定外早期償還額は、当該予定外早期償還額決定日以前に支払期限が到来した利息は考慮せずに決定される。

「予定外早期償還額決定日」とは、本社債に関し、発行会社はその合理的な裁量により選択した、本要項に基づき本社債を予定外早期償還額で償還する場合の当該予定外早期償還額を決定する日、又は本要項第7項に基づき本社債を償還する場合には、本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべきこととなる日をいう。

4.3. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる。

4.4. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべきすべての金額を意味する。

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、日本円の主要な金融センターに所在する銀行に開設された円建口座への振り込みにより行われる。

5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3. 支払に対する法及び繰り上げの適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令（疑義を避けるために付言すると、発行会社及び／又は関連する代理人が服するすべての法令を含む。）の対象となる。

本社債に関して支払われるべき金額は0未満にはならない。本要項に従って決定された当該金額が負の金額である場合には、当該金額は0に繰り上げられたものとみなされる。

5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代替りの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5. 商業銀行取引日以外の日及び支払期日の延期

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り「商業銀行取引日」とは、①東京、ロンドン、ニューヨーク及びリオデジャネイロ、ブラジリア又はサンパウロのいずれかにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、②呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期日については、上記本要項第4.1項に記載した調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、(a) 当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は (b) 当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより当該本社債は予定外早期償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。
- (b) 発行会社が (i) 支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合（法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。）、(ii) 債務の全部若しくは重要な一部（若しくは特定の種類の債務）について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii) 適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv) 当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は (v) 発行会社の債務の全部若しくは一部（若しくは特定の種類）に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第7項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において、予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク（スイスにおける課税に関するリスクを含む。）及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び／又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

一般的注意事項

本項のスイスにおける課税に関する下記の考察は、本書の日付現在において有効なスイスの法律に基づく、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品に分類される社債（下記「スイス所得税 - II. スイスの居住者である保有者が私有資産として保有する社債 - A. 分類」を参照のこと。）の投資家に影響を与える可能性がある一定の課税に関する予測の概要にすぎない。本概要は、一般的な性質のものであり、包括的であることを意図しておらず、とりわけ、本社債が純粋なデリバティブ又は投資ファンド類似の社債に分類される場合に適用される所得税に関する規則は含んでいない。一般的に、投資家は、個別の状況に鑑み、独自の専門家に相談することが推奨される。

スイス源泉徴収税

社債に関する支払及び社債の元本の返済は、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。但し、発行会社がそのロンドン支店、ナッソー支店又はシンガポール支店を通じて発行した社債については、当該支店を通じて発行した社債が存続する限りにおいて、(i) 発行会社が当該指定支店の法域において銀行業務を行う許可を受けており、当該指定支店がスイス国外に所在し有効に運営されている恒久的施設であること、かつ(ii) 当該指定支店が社債の発行により得た資金をスイス国外で使用することを条件とする（但し、その時々において有効なスイス税法上、スイス国内での

かかる資金の使用が認められている場合には、そのように認められている範囲において、発行会社による社債に関する支払が、スイス国内でのかかる資金の使用を理由としてスイス源泉徴収税の徴収又は控除の対象とならない場合にはこの限りではない。)。発行会社は、指定支店が発行する社債が存続する限り、当該指定支店がこれらの条件に従うことを確認する。

スイス連邦源泉徴収税法の改正の可能性

2020年4月3日、スイス連邦参事会は、社債の利息について適用されるスイスの源泉徴収制度の改革に係る協議草案を公開した。当該協議草案の一環として、利息の支払について適用されている現行の債務者ベースのスイス源泉徴収制度に代わり、支払代理人ベースの制度が採用されている。かかる支払代理人ベースの制度は、一般的に、(i)スイス国外で行為する支払代理人から税務上の目的のためにスイス国内に居住する個人の居住者に対する利息の支払に分類されるあらゆる支払(社債に関する一切の支払(社債の税分類については、下記「スイス所得税 - II. スイスの居住者である保有者が私有資産として保有する社債 - A. 分類」を参照のこと。))を含む。)をスイス源泉徴収税の対象とする一方、(ii)その他一切の者に支払われる利息(外国投資家(集団投資ファンド又は類似の商品を通じて支払われる場合を除く。))についてはスイス源泉徴収税の対象から除外する。但し、協議の結果、見解の一致は得られなかった。これを受けて、2021年4月14日、スイス連邦参事会は、社債の利息の支払に対する35%のスイス源泉徴収税を廃止するための連邦源泉徴収税法の改正案を連邦議会に提出した。2021年12月17日、連邦議会は、2023年1月1日以降に発行される社債に限定して、廃止を採択した。この新法は、任意の国民投票の対象となっている。仮に国民投票が行われた場合でも、それでも否決され、結果として2020年4月3日に公開された協議草案で予定されていた新たな支払代理人ベースの制度が制定された場合には、スイス国外で行為する支払代理人は、利息として分類される一切の支払(割引発行、返済プレミアム若しくは発生利息を考慮した支払を含む。))又は社債に関するその他の分配について35%の源泉徴収税の控除又は徴収の適用を受ける場合がある。

スイス連邦証券取引高税

発行会社による発行日における社債の発行及び販売(発行市場における取引)並びに発行会社による社債の償還は、スイス連邦証券取引高税を免除される。

流通市場における社債の取引及び原資産の交付には、購入価格の0.30%を上限とするスイス連邦証券取引高税が課される可能性がある。但し、スイスの国内銀行又はスイスの国内証券業者(スイス連邦印紙税法に定義される。)が、かかる取引又は場合により交付の当事者又は仲介業者である場合に限る。

2021年12月17日、連邦議会は、ロンドン支店、ナッソー支店、シンガポール支店を通じて活動するクレディ・スイス・エイ・ジーなどのスイス国外の発行会社が発行する、取引時の残存期間12ヶ月以内の社債の流通市場取引に対するスイス証券取引税の廃止を採択した。この新法は、任意の国民投票の対象となっている。仮に国民投票が行われなかった場合、又は行われても否決された場合、新法は2023年1月1日に発効する予定である。

スイス所得税

I. スイス非居住者である保有者

税法上スイスの居住者ではなく、課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて実施された社債に関する取引又は事業に従事していない社債権者は、その保有する社債についてスイスの所得税を課されることはない。利払いとみなされる支払に係るスイス源泉徴収税については、上記「スイス源泉徴収税」を参照し、スイスの支払代理人の口座又

は預託場所に保有される金融資産に関する国家間の自動的な情報交換については、下記「スイスによる課税における自動的な情報交換」を参照し、スイスにおけるFATCAの実施の促進については、下記「スイスにおけるFATCAの実施の促進」を参照されたい。

II. スイス居住者である保有者が私有資産として保有する社債

A. 分類

社債は、プレーン・バニラ型社債、又は社債及び原資産（指数や通貨等）に係る1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品として分類される可能性がある。社債が、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品として分類される場合、課税されるか否かは、税法上、当該社債が以下のいずれに分類されるかによる。

- 社債とオプションが別々に開示されているか又はそれらの価値が分析的に決定できるか否かにより、透明性のある社債又は透明性のない社債（下記B.参照）。
- また、当該社債の最終利回りが1回のみ利払いによるものか、若しくは複数回の利払いがある場合で、その大部分が割引発行若しくは返済プレミアムによるものであることから、支配的一括利払いを行う社債（*intérêt unique prédominant*、又はIUP）、又は最終利回りが定期的な利払いによるものであることから、支配的一括利払いを行わない社債（*sans intérêt unique prédominant* 又はnon-IUP）（下記C.参照）。

B. 透明性のある社債及び透明性のない社債

税法上、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品である社債は、組込社債及び組込オプションの価値が、条件書、仮目論見書若しくは最終目論見書に別々に開示されている場合、又はそうではない場合でも、社債が標準的な社債であり、かつ社債及びその組込オプションの価値がとりわけスイス連邦税務局（スイス、ベルン）の「債券下限価格設定モデル」等の評価モデルを使用し、常に分析的に決定できる場合、税法上、透明性のある社債に分類される。

下記「C. 支配的一括利払いを行わない社債及び支配的一括利払いを行う社債」に記載される課税原則に基づき、透明性のある社債又は透明性のない社債としての分類は以下の所得税効果を有する。

- 透明性のある社債：社債が、課税上透明性があると分類される場合、すなわち組込社債が、組込オプションとは別に開示されている場合、又は上記の通り、組込社債及び組込オプションの価値の分析的な決定のための条件がそろう場合には、債券の構成要素に関連する支払についてのみ課税され、組込オプションに関連する支払については、非課税である。
- 透明性のない社債：組込社債が組込オプションとは別に開示されていない場合、及び、上記の通り、組込社債及び組込オプションの価値の分析的な決定の条件がそろわない場合には、当該社債は透明性のないストラクチャード社債に分類され、初期投資に紐づくあらゆる収益が課税対象の利払いに分類される。

C. 支配的一括利払いを行わない社債及び支配的一括利払いを行う社債

a. 支配的一括利払いを行わない社債 (*sans intérêt unique prédominant* 又はnon-IUP)

社債は、透明性の有無にかかわらず、その発行時の最終利回りの大部分が、1回のみ利払いではなく定期的な利払いによるものである場合、又は複数回の利払いがある場合で、その大部分が割引発行又は返済プレミアムによるものではない場合、支配的一括利払いを行わない社債（以下、本項において「Non-IUP社債」という。）に分類される。

スイス居住の個人であり、Non-IUP社債を私有資産として保有する者は、下記の所得項目を課税所得として、それぞれの場合によって、支払時、償還若しくは売却時又は発行若しくは購入時の実勢為替レートにより外貨からスイス・フランに換算し、当該個人がかかる所得項目を受領又は実現した課税年度における当該個人の所得税申告に含めるよう義務付けられている。

(i) 定期的な利払い

(ii) 1回のみ利払い

(iii) 社債が、

- 透明性がないと分類された場合は、(a)Non-IUP社債の償還時又は売却時に受領する金額（該当する方）と(b)発行市場における購入時の発行価格又は流通市場における購入価格（該当する方）の正の差に相当する額（すなわち、とりわけ、オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する利益を含む。）

（いわゆる、直接的不均一課税（*reine Differenzbesteuerung*）（以下、本項において「直接的不均一課税」という。））。

- 透明性があると分類された場合は、オプションに係るプレミアムの支払及びNon-IUP社債の売却若しくはその他の処分又は償還により実現された利益（オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する利益を含む。）は、非課税のプライベート・キャピタルゲインである。かかるNon-IUP社債の売却又はその他の処分により実現された損失は、税控除不可のプライベート・キャピタルロスである。

b. 支配的一括利払いを行う社債（*intérêt unique prédominant*、又はIUP）

社債は、その発行時における最終利回りの全部若しくは大部分が、定期的な利払いによるものではなく、割引発行又は返済プレミアムによるものである場合、支配的一括利払いを行う社債（以下、本項において「IUP社債」という。）に分類される。

スイス居住の個人であり、IUP社債を私有資産として保有する者は、それぞれの場合によって、支払時、償還若しくは売却時又は発行若しくは購入時の実勢為替レートにより外貨からスイス・フランに換算し、当該所得項目を受領又は実現した課税年度における当該個人の所得税申告において課税所得として申告しなければならない。

(i) IUP社債に関し受領した定期的な利払い

(ii) 社債が、

- 透明性がないと分類された場合、直接的不均一課税（上記に定義される。）の方法を適用して決定された償還時又は売却時に実現した正の金額（すなわち、とりわけ、オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する支払又は利益を含む。）。

- 透明性があると分類された場合、IUP社債の債券の構成要素の償還時又は売却時の価値（該当する方）と、発行市場又は流通市場（該当する方）における購入価値との正の差に相当する金額。これらの価値は、例えば、スイス連邦税務局（スイス、ベルン）により使用される「債券下限価格設定モデル」等の評価モデルを適用して決定される（以下、本項において「修正不均一課税」という。）。その結果、オプションに係るプレミアムの支払及びオプションに関する利益を含むその他の収益は、非課税のプライベート・キャピタルゲインに分類され、かかる項目に関して実現された損失は、税控除不可のプライベート・キャピタルロスに分類される。

保有者は、同じ課税年度内にIUP社債の売却又は償還により実現され、それぞれの課税方法により計算されたIUP社債の債券の構成要素に係る損失と、支配的一括利払いを行うその他の商品から保有者により実現された利益（定期的な利払いを含む。）とを相殺することができる。

III. スイスの事業資産として保有される社債及び専門証券業者に分類される個人により保有される社債

スイス国内における事業の一環として社債を保有する個人及びスイス居住者である法人納税者、並びに海外に居住する法人納税者で、スイス国内の恒久的施設を通じて実施される取引又は事業の一環として社債を保有する者は、各課税年度の損益計算書において、かかる社債の売却その他の処分により実現された利払い及びキャピタルゲイン又はロスを認識するよう義務付けられており、当該課税年度における課税所得の純額について課税対象となる。スイス居住者である個人で、所得税法上、とりわけ頻繁な証券の取引又はレバレッジをかけた証券への投資を理由に「専門証券業者」に分類される者にも、同一の課税上の取扱いが適用される。

スイスによる課税における自動的な情報交換

スイスは、欧州連合（以下「EU」という。）との間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下「AEOI」という。）に関する多国間協定を締結した。当該協定は、全EU加盟国において適用されている。また、スイスは、金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局間協定（以下「MCAA」という。）、及びその他の国々との間で多数の二国間AEOI協定（そのほとんどがMCAAに基づくものである。）を締結した。当該協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国又は日本を含む他の締結国の居住者である個人の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得（場合により、かかる口座又は預託場所に保有される社債を含む。）に関するデータについて、収集及び交換を行っている。スイスが当事者であるAEOI協定で有効なもの又は署名済みであるがまだ効力が発生していないものの最新の一覧は、スイス連邦財務省（SIF）のウェブサイトで見ることができる。

スイスにおけるFATCAの実施の促進

スイスは、米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の実施を促進するため、米国との間で政府間協定を締結した。この協定は、米国とスイスとの間の二重課税回避協定（以下「本条約」という。）に基づき、米国人がスイスの金融機関に保有する口座（本社債が保有される口座を含む。）が、当該口座の所有者の同意を得た上で、又は行政執行共助の範囲内の一括請求により、米国の税務当局に開示されることを確約するものである。2019年に改正された本条約には、スイス及び米国間で、請求に応じて租税に係る事項の情報交換を行う国際基準に沿った仕組みが含まれ、2014年6月30日以降の不同意米国口座及び不同意不参加外国金融機関に関して米国がFATCAに基づく一括請求を行うことが可能になっている。さらに、2014年10月8日、スイス連邦議会は、現在の直接通知制から、スイス連邦税務当局に関連情報を送付し、同税務当局が米国税務当局に情報を提供する体制への変更に関する米国との交渉の権限を承認した。交渉がいつまで続くのか、新しい体制がいつ発効するのかは未だ不確定である。

8.2. 日本における課税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書の日付現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本社債は普通社債と同様に取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが法令上明確に規定されているわけではない。仮に、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があるが、本社債が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記（b）では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略

について、また下記(c)では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。但し、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて元本の償還による償還金の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。

申告分離課税の対象となる、本社債の譲渡損益、及び償還差損益については、一定の条件及び限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、及び譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続及び取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。また、公益社団法人又は公益財団法人以外の一般社団法人又は一般財団法人である内国法人が支払を受けるべき償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（15%の所得税及び復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課されるが、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

8.3. 米国における課税

以下は、本社債を保有していること以外に米国となんら関わりのない非米国人保有者による本社債の取得、保有及び処分に関して、米国連邦所得税上の重大な影響の一部について述べるものである。本概要は、例えば、本社債の現物決済に係る原資産の保有又は所有に関する米国連邦所得税上の影響等については言及していない。本項において、「非米国人保有者」とは、①米国連邦所得税の目的における非居住外国人、②米国連邦所得税の目的における外国人、又は③その利益が純利益ベースで米国連邦所得税の対象とならない遺産財団若しくは信託である、本社債の実質

的保有者をいう。組合（米国連邦所得税の目的において組合とみなされる事業体を含む。）が本社債を保有する場合、組合員に対する課税上の取扱いは、一般的に組合員の地位及び組合の活動に左右される。非米国人保有者ではない投資家又は組合である投資家は、本社債への投資に関する米国連邦所得税上の留意点について、各自の税務顧問に相談すべきである。

本概略は、1986年米国内国歳入法（以下「歳入法」という。）、同法に基づき発行される財務省規則、並びに現在有効な（又は場合により提案されている）判決及び決定の解釈（いずれも変更される可能性がある。）に基づいている。それらの変更は、遡及的に適用される可能性があり、本項に記載される米国連邦所得税上の取扱いに悪影響を及ぼす可能性がある。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況における米国連邦所得税法の適用について、またその他の課税管轄地の法律により本社債の購入、実質的保有及び処分に関して課される税務上の影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

投資家は、米国の連邦、州、地方その他の税法が、本社債の購入、保有及び処分に関して自らに及ぼす影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

第871条(m)に基づく配当同等物の源泉徴収

歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。かかる支払金には、原則として税率30%の米国の源泉徴収税が課される。

最終規則では、配当同等物とは、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、②「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）による原有価証券の配当金、③指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）による原有価証券の配当金、及び④その他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払又はみなし支払であると規定されている。当該規則では、支払金には、原有価証券に関する配当への参照が明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、配当同等支払金が含まれると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある場合において、かかる持分をいう。NPCとは、財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約（以下「NPC」という。）をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、1つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証券又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

最終規則及び行政指針は、2017年1月1日以降2023年1月1日より前に発行される取引については、原有価証券に関するデルタが1であるNPC又はELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとすると規定している。2023年1月1日以降に発行された取引については、(a) 原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また (b) 原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。単純契約のデルタの決定及び複雑契約の実質的同等性テストの実施は、行われる可能性のある第871条(m)取引が価格決定される日又は行われる可能性のある第871条(m)取引が発行される日のいずれか早い方の日に行われる。但し、行われる可能性のある第871条(m)取引が、その発行時点の14暦日前より前に価格決定された場合には、発行される日を採用しなければならない。また、投資家への販売前に在庫として保有される本社債のデルタ又は実質的同等性については、一定の場合において、在庫から販売又は処分される時点で再テストが要求されることがある。在庫から販売された本社債が第871条(m)取引に該当するものと決定され、発行時に販売された同一シリーズの本社債は第871条(m)取引に該当しないと決定されていた場合、発行時に販売され

た本社債の保有者は、発行会社又は源泉徴収代理人が発行時に投資家に販売された本社債を特定して、これを在庫から販売された本社債と区別することをしない又はすることができない場合に、悪影響を受ける可能性がある。

当該規則に定める効力発生日の目的上、一定の事由により、発行済の本社債が新規の有価証券として発行されたものとみなされる場合がある。例えば、対象銘柄又は指標の再構成又はリバランスは、当該再構成又はリバランスに関して裁量権を行使していることを根拠に、本社債の重大な変更該当し、したがって当該事由の発生に伴う本社債のみなし発行であるとの主張が米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）によりなされる可能性がある。また、保有者が原エクイティ又は本社債に関する他の一定の取引を締結し又は既に締結している場合は、これらの規則に基づき米国の源泉徴収税が本社債に適用される可能性がある。原有価証券又は本社債に関する他の取引を締結し又は既に締結している保有者は、当該他の取引との関連による本社債への歳入法第871条(m)の適用について、各自の税務顧問に相談すべきである。

支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又はその他適用ある規則に基づき発行会社により通知がなされている場合は、本社債の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。本社債が、配当見積額に加えて、原有価証券の配当額を反映するための支払について定めている場合は、源泉徴収は支払の合計額に基づくものとする。本社債の発行が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他当該本社債について規則を適用するために必要な情報が、適用ある規則により許容される方法により、本社債権者に対し提供、連絡又は開示される。源泉徴収税は、保有者が原有価証券の配当金について本社債につき同時期の支払を受領しない場合においても適用される場合がある。米国の租税は、配当同等物に該当する支払又はみなし支払のあらゆる部分（適切である場合、購入価格の支払を含む。）について徴収される。

源泉徴収が適用される場合、例え保有者がその他適用ある条約に基づく減額措置の適用条件を満たしていたとしても、源泉徴収の税率が軽減されない場合がある。但し、租税条約に基づき低税率の源泉徴収の適用を受ける権利を有する非米国人保有者は、米国の納税申告書を提出することにより、超過して源泉徴収された金額の還付請求を行うことができる場合がある。しかしながら、保有者は、適用ある条約に基づく金額を超過して源泉徴収された金額について適切に還付請求を行うために必要な情報の提供を受けられない可能性がある。またIRSは、還付請求の目的上、保有者に対して、本社債について支払われた源泉徴収税の還付を認めない可能性がある。最後に、保有者の居住税務管轄地域において、保有者による配当同等物の金額に関する米国の源泉徴収税の還付請求が認められていない可能性がある。発行会社は、源泉徴収された金額について、いかなる追加金額の支払も行わない。

本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象となる取引に該当するか否かに関する発行会社による決定が、関連ある発行条件書に記載される場合がある。本社債に関する発行条件書においては、発行会社は、本社債（他の取引は考慮しない。）は、当該取引として取り扱われるべきではないと決定している。発行会社による決定は、原則として保有者を拘束するものであるが、IRSを拘束するものではない。IRSは、発行会社による反対趣旨の決定にかかわらず、本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象である旨有効に主張することができる。これらの規則は、非常に複雑なものとなっている。保有者は、第871条(m)及び同条に基づく規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談すべきである。

米国不動産への外国投資に関する課税上の留意点

保有者は、財務省規則第1.897-1条(c)において定義される「米国不動産持分 (U.S. real property interest)」(以下「米国不動産持分」という。)の処分につき米国連邦所得税の対象となる可能性がある。当該処分による一切の収益は、非米国人保有者による米国取引又は事業に有効に関連しているものとして取り扱われ、処分により実現した利益に対する課税及び源泉徴収の対象となる。米国不動産持分は、米国不動産に対する直接持分又は歳入法第897条に定める意味においての米国不動産を所有する企業(以下「米国不動産所有企業」という。)に対する持分により構成され得る。但し、原則として、米国不動産所有企業に対する持分が当該企業の通常取引される株式の5%以下である場合、当該持分は米国不動産持分に該当しない。

発行会社は、原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業であるか否かの決定を行う意思はない。原有価証券に対する持分の発行者は米国不動産所有企業である可能性があり、また、本社債が米国不動産持分に対する所有持分又は米国不動産持分に係るオプションを構成し、これにより上述した結果がもたらされる可能性がある。また、当該原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業ではない可能性もある。

各保有者は、有価証券の取得に関連し、直接的か、間接的か又は解釈上かにかかわらず、米国不動産所有企業と解される各原有価証券の持分の5%超を保有せず、また将来においても保有しない旨表明したものとみなされる。発行会社及び一切の源泉徴収代理人は、当該表明の正確性に依拠する。本項の説明において、財務省規則第1.897-1条(d)に定める意味における、債権者としてのみの持分以外の一切の持分は、原有価証券の持分の所有として取り扱われる。発行会社が源泉徴収を行わなかった場合においても、仲介源泉徴収代理人が有価証券について源泉徴収を行わない保証はない。また保有者は、源泉徴収額を超過する米国所得税上の義務(もしあれば)を負う可能性がある。発行会社は、歳入法第897条に起因する源泉徴収額又は税制上の義務について、いかなる追加金額の支払も行わない。

保有者は、原有価証券に対するその他の持分の影響、当該その他の持分に対する本社債の保有の影響、及び前段落に記載の表明を行うことによる結果について、各自の税務顧問に相談すべきである。

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく報告及び源泉徴収

一般的に「FATCA」と称される特定の税情報の報告及び源泉徴収に関する規定に基づき、①「外国金融機関」(当該金融機関が、その管轄地においてFATCAを施行するために適用される規則又は当該金融機関とIRSとの間で締結された合意に従って、とりわけ、その口座に関する特定の情報の報告及び源泉徴収に関する義務を遵守しない場合)並びに②発行会社又は仲介金融機関からの保有証明書及び身元に関する情報の要求に従わないその他の保有者又は実質的保有者に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、30%の源泉徴収税が課される。

「FATCA」とは、歳入法第1471条ないし第1474条、それらの最終的な現在若しくは将来の規則若しくは公式な解釈、歳入法1471条(b)に基づき締結された合意、又は歳入法の同条の施行に関して締結された政府間の合意に基づき採択された米国若しくは非米国の財務若しくは規制上の法律、規則若しくは慣行をいう。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得(以下「FDAP」という。)の支払(歳入法第871条(m)に基づく「配当同等物」とみなされる本社債に対する支払を含む。)が含まれる。「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び「外国パススルー支払」(現在のところ、当該用語の定義はなされていない。)をいう。

発行会社及びその他の仲介外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、発行会社又はその他の源泉徴収代理人は、保有者又は実質的保有者が①関連する情報を提供し

ない場合、②適用ある情報報告義務を遵守していない外国金融機関である場合、又は③かかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払に対して30%の税率で源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。発行会社はFATCAに基づく源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

下記の例外規定の適用を除き、FATCAに基づく源泉徴収は、源泉徴収可能な支払に対して現在適用されており、また外国パススルー支払については、「外国パススルー支払」を定義する米国財務省規則の最終版の公表日から2年後の日以降に適用される。

以上の説明は、最近提出された米国財務省規則案を反映している。米国財務省は、当該規則の最終版が公布されるまでの間、納税者が前述の規則案に依拠することを認めており、上記の説明は、当該規則案が現在の内容で最終版となることを前提としている。

本社債に対する支払がFATCAに基づく源泉徴収の対象にならないという保証はない。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況において、FATCAが本社債への投資に及ぼす影響を及ぼすかの判断について、各自の税務顧問に相談するべきである。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件（発行価格を除く。）で本社債を随時追加設定し、発行することができ（疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。）、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知を関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は（本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合）書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会（電話会議及びビデオ会議システムを利用する場合も含む。）の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数（当該時点において本社債の未償還額面総額を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。但し、当該集会の議事に（とりわけ）下記（a）ないし（f）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面総額の75%以上（又は延会の場合は25%以上）を保有又は代表する2名以上の者とする。（a）本社債に関する支払日を変更すること、（b）本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、（c）本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、（d）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、（e）特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は（f）社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する（当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。）。

代理契約には、本社債の未償還額面総額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、（a）曖昧性を無くすため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため（但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。）、又は（b）明白な誤りを訂正するために、本要項、CS捺印証書及び（その他の当事者と共同で）代理契約の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア 1

財務代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア 1

計算代理人： クレディ・スイス・インターナショナル
ロンドン E14 4QJ
カボット・スクエア 1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び／又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づくすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

発行会社又は計算代理人による、本要項に定める規定若しくは権利の決定又は行使の遅延は、当該規定又は権利を放棄するものとはならない。また、発行会社又は計算代理人による当該規定若しくは権利の決定又は行使は、発行会社又は計算代理人による当該規定若しくは権利の将来の行使、又は本要項に定めるその他の規定若しくは権利の行使を妨げるものではない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド若しくはムーディーズ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー（若しくは発行会社の格付を付与するムーディーズのその他の機関）から取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。
- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

16.1. 準拠法

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

16.2. 管轄

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、ロンドンに所在する英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下、総称して「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続をロンドンに所在する英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行

わないことに同意し、ロンドンに所在する英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、（同時か否かを問わず）他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

16.3. 送達代理人

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、信用リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利／為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、円為替、円金利市場、ブラジル・リアル金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

為替変動リスク

本社債はブラジル・リアルをもって表示され、元金の額もブラジル・リアルで表示されるが、その支払は、支払時の日本円／ブラジル・リアル間の為替レートに基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受ける。日本円／ブラジル・リアル為替相場は、外国為替市場の需給関係によって決定され、この

需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢などのファンダメンタルズ、政治情勢、政府の市場介入姿勢、投機的・突発的要因など、さまざまな要因が重なりあって影響を受ける。これらの要因が日本円／ブラジル・レアル為替相場に影響を与え、本社債の価値を下げることもあり得る。

カントリー・リスク

本社債の元金及び売却価格は日本円／ブラジル・レアル間の為替レートの変動により影響を受ける。ブラジル連邦共和国は新興国であるため、一般的に主要先進国に比べて経済・政治・社会情勢、信用状況等の変化が起こりやすく、情勢の急変などにより信用不安が高まり、金融市場が混乱し、市場規制が発動される場合がある。そのため、ブラジル連邦共和国のこれらの国情の変化（政治・経済・取引規制等）が本社債の元金及び売却価格に悪影響を及ぼすことがある。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格（もしあれば）を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立する場合がある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
2022年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2022年8月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2022年8月2日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（2022年8月5日）までの間において生じた重大な変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、本発行登録追補書類の提出日（2022年8月5日）現在においてもその判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を 満たしていることを示す書面

会社名 : クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

代表者の氏名および役職 : ディレクター フラヴィオ・ラルデリ
(Flavio Lardelli, Director)

1. クレディ・スイス・エイ・ジー（以下「当社」という。）は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（2020年10月29日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額は100億円以上である。

(参考)

(2015年12月18日（発行日）の募集)

クレディ・スイス・エイ・ジー 第9回円貨社債 (2015)

券面総額又は振替社債の総額 271億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

以下は、基本的に、クレディ・スイス・エイ・ジーが米国証券取引委員会に提出した、2022年6月30日に終了した2022年度第2四半期に係る2022年7月27日及び2022年7月29日付の様式6-Kからの抜粋の和訳である。

I. 2022年度第2四半期に係る様式6-K

クレディ・スイス

2022年度第2四半期において、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社（以下、「当グループ」又は「クレディ・スイス」という。）は、1,593百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。株主資本利益率及び有形自己資本利益率は、それぞれマイナス13.9%及びマイナス15.0%であった。2022年度第2四半期末現在、当グループの普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率は13.5%であった。

業績

	期中／期末		増減率 (%)		期中／期末		増減率	
	2022年度	2022年度	2021年度	前	前年度	2022年度	2021年度	(%)
	第2四半期	第1四半期	第2四半期	四半期比	同期比	上半期	上半期	前年度
								同期比
損益計算書（百万スイス・フラン）								
純利息収益	1,195	1,459	1,416	(18)	(16)	2,654	3,070	(14)
手数料収益	2,230	2,601	3,158	(14)	(29)	4,831	6,895	(30)
トレーディング収益 ¹	41	(36)	153	-	(73)	5	1,964	(100)
その他の収益	179	388	376	(54)	(52)	567	748	(24)
純収益	3,645	4,412	5,103	(17)	(29)	8,057	12,677	(36)
貸倒引当金繰入額	64	(110)	(25)	-	-	(46)	4,369	-
報酬費用	2,392	2,458	2,356	(3)	2	4,850	4,563	6
一般管理費	2,005	2,148	1,589	(7)	26	4,153	2,965	40
支払手数料	254	298	325	(15)	(22)	552	654	(16)
のれんの減損費用	23	0	0	-	-	23	0	-
リストラクチャリング費用	80	46	45	74	78	126	70	80
その他営業費用合計	2,362	2,492	1,959	(5)	21	4,854	3,689	32
営業費用合計	4,754	4,950	4,315	(4)	10	9,704	8,252	18
法人税等控除前利益／（損失）	(1,173)	(428)	813	174	-	(1,601)	56	-
法人税等費用／（便益）	419	(151)	566	-	(26)	268	40	-
当期純利益／（損失）	(1,592)	(277)	247	475	-	(1,869)	16	-
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	1	(4)	(6)	-	-	(3)	15	-
株主に帰属する当期純利益／（損失）	(1,593)	(273)	253	484	-	(1,866)	1	-
経済利益（百万スイス・フラン）	(1,907)	(1,326)	(328)	44	481	(3,233)	(1,851)	75
損益計算書評価指標								
費用／収入比率 (%)	130.4	112.2	84.6	-	-	120.4	65.1	-
実効税率 (%)	(35.7)	35.3	69.6	-	-	(16.7)	71.4	-
一株当たり利益（スイス・フラン）								
基本的な一株当たり利益／（損失）	(0.60)	(0.10)	0.10	500	-	(0.71)	0.00	-
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(0.60)	(0.10)	0.10	500	-	(0.71)	0.00	-
株主資本利益率 (%、年率換算)								
株主資本利益率	(13.9)	(2.4)	2.3	-	-	(8.2)	0.0	-
有形自己資本利益率	(15.0)	(2.6)	2.6	-	-	(8.9)	0.0	-
一株当たり純資産（スイス・フラン）								
一株当たり純資産	17.56	17.39	18.07	1	(3)	17.56	18.07	(3)
一株当たり有形純資産	16.29	16.12	16.07	1	1	16.29	16.07	1
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）								
資産合計	727,365	739,554	810,952	(2)	(10)	727,365	810,952	(10)
リスク加重資産	274,442	273,043	283,611	1	(3)	274,442	283,611	(3)
レバレッジ・エクスポージャー	862,737	878,023	931,041	(2)	(7)	862,737	931,041	(7)

従業員数 (フルタイム換算) (人)								
従業員数	51,410	51,030	49,530	1	4	51,410	49,530	4

(注1) 商品ごとの収益を示しており、セグメント別の業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益は当グループの事業セグメントにおける業績を表すものではない。

業績の要約

2022年度第2四半期の業績

クレディ・スイスは、2021年度第2四半期に253百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益、2022年度第1四半期に273百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、2022年度第2四半期は1,593百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。クレディ・スイスは、2021年度第2四半期に813百万スイス・フランの法人税等控除前利益、2022年度第1四半期に428百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上したのに対し、2022年度第2四半期は1,173百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。2022年度第2四半期の調整後法人税等控除前損失は、2021年度第2四半期の1,313百万スイス・フラン及び2022年度第1四半期の300百万スイス・フランの調整後法人税等控除前利益に対して442百万スイス・フランであった。

業績の詳細

純収益

当グループは、2022年度第2四半期において、2021年度第2四半期に比べ29%減の3,645百万スイス・フランの純収益を計上した。これは主に、インベストメント・バンク部門、ウェルス・マネジメント部門及びアセット・マネジメント部門における純収益の減少を反映したものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の減少は、レバレッジド・ファイナンスの時価評価における損失を含む資本市場の収益の大幅な減少及び債券の販売及び取引収益の減少によるものであった。これは、2021年度第2四半期において、プライム・サービスにおけるアルケゴス・キャピタル・マネジメント（以下、「アルケゴス」という。）関連の493百万スイス・フランの損失が含まれていたことによる、株式の販売及び取引収益の増加により一部相殺された。ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、オールファンズ・グループに対する持分投資における168百万スイス・フランの損失、経常手数料収益の減少、並びにトランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益の減少を含む、その他の収益の減少を反映したものであり、純利息収益の増加により一部相殺された。アセット・マネジメント部門における減少は、パフォーマンス、トランザクション及び販売収益の減少並びに運用報酬の減少を反映したものであった。

純収益は、2022年度第1四半期に比べ17%減少した。これは主に、高いボラティリティ及び顧客取引の減少を含む厳しい事業環境に起因する、資本市場の収益並びに販売及び取引収益の減少による、インベストメント・バンク部門における純収益の減少を反映したものである。

貸倒引当金繰入額

2022年度第2四半期における貸倒引当金繰入額は、64百万スイス・フランであった。これは主に、インベストメント・バンク部門における55百万スイス・フラン及びスイス銀行部門における18百万スイス・フランに関連したものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2021年度第2四半期に比べ10%増の4,754百万スイス・フランであった。これは、主に訴訟引当金の増加を反映した一般管理費の26%の増加を主に反映したものであった。当グループは、2022年度第2四半期において、主にコーポレート・センター及びインベストメント・バンク部門において過去に開示された数々の訴訟事案の進展に主に関する497百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。報酬費用は、2%増加した。これは主に、給与の増加が裁量的報酬費用の減少及び繰延報奨の減少により一部相殺されたことによるものであった。2022年度第2四半期の報酬費用には、80百万スイス・フランのリストラクチャリング費用及び23百万スイス・フランののれんの減損が含まれていた。2022年度第2四半期の調整後営業費用合計は、2021年度第2四半期の4,008百万スイス・フランに比べ5%増の4,198百万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2022年度第1四半期に比べ4%減少した。これは、主に訴訟引当金の減少を反映した一般管理費の7%の減少を主に反映したものであった。報酬費用は、3%減少した。これは主に、裁量的報酬費用の減少が給与の増加により一部相殺されたことによるものであった。調整後営業費用合計は、2022年度第1四半期に比べ横ばいであった。

法人税等

当グループは、従前、年間の見積実効税率を報告期間の年初来の利益／損失に適用することにより、中間報告期間中の法人税等費用又は便益の引当金を算出していた。しかし、過去の手法では、期間中の実効税率にずれが生じる場合があった。2022年度の見積損益の軽微な変更により、年間の見積実効税率の大幅な変更が生じる可能性があるため、当グループは、年初来の実際の実効税率が、年間の実効税率の最善の推定値であると結論付けた。したがって、当グループは、2022年6月30日に終了した期間の法人税等の算出に、年初来の実効税率（個別要素法）を使用した。

2022年度第2四半期における法人税等費用は419百万スイス・フランであり、当四半期の実効税率はマイナス35.7%という結果となった。実効税率は、年間実効税率の見積りの変更の影響、当四半期の利益に関する評価性引当金、損金不算入の訴訟引当金、損金不算入の資金調達コスト及び当四半期に付与された株式報酬に係る税金費用不足額にけん引された。これは、各地域の様々な業績の影響により一部相殺された。全体として、繰延税金資産純額は、2022年度第2四半期において435百万スイス・フラン減の2,824百万スイス・フランであった。これは主に、会計上の見積りの変更によるものであった。

規制資本

2022年度第2四半期末現在、当グループの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）のCET1比率は13.5%、リスク加重資産（以下、「RWA」という。）は274.4十億スイス・フランであった。

その他の情報

経営陣の変更

2022年7月27日、当グループは、取締役会がウルリッヒ・ケルナーを当グループの最高経営責任者（以下、「CEO」という。）に新たに任命したことを発表した。同氏は、2022年8月1日に退任予定であるトーマス・ゴットシュタインの職位を承継する予定である。ウルリッヒ・ケルナーは現在、当グループのアセット・マネジメント部門のCEOである。

戦略的見直し

2022年7月27日、当グループは、以下の目的の下で包括的な戦略的見直しを実施していることを発表した。

- ・とりわけ、経済環境及び市場環境の変化を踏まえ、前年度の戦略的見直しの結果を超越する代替案を検討すること。当該評価の目的は、絶対的な原価基準を大幅に低下させ、より集中的かつ機敏な当グループを形成することである。
- ・当グループのグローバルなウェルス・マネジメント・フランチャイズ、スイスにおけるユニバーサル・バンク、及びマルチ・スペシャリスト・アセット・マネジメント事業を強化すること。
- ・インベストメント・バンク部門を、資本を重視したアドバイザー主導の銀行事業、並びにウェルス・マネジメント及びスイス・バンク部門のフランチャイズの成長を補完するより焦点を絞った市場事業に転換すること。
- ・証券化商品事業に関する戦略的選択肢を評価すること。これには、第三者資本を誘致し、当行の成長分野への追加的な資源を確保することも含まれる可能性がある。
- ・当行全体のコスト効率化及びデジタル変革により裏付けられ、2021年の一定の為替レートにおける当グループの調整後営業費用を、中期的な期間において15.5十億スイス・フラン以下に削減すること。

新たな戦略の策定及び実施は、取締役会全体により監督され、マイケル・クラインを委員長とし、またミルコ・ビアンキ、リチャード・メディングス及びブライス・マスターズを含む取締役会主導の臨時インベストメント・バンク戦略委員会により支援される。

当グループは、具体的な業績目標を含む戦略的見直しの進捗に関する詳細について、2022年度第3四半期の業績とともに報告する予定である。

戦略の見直し及び最終的な実施の進捗に伴い、当グループが撤退又は削減する可能性のある事業活動及びそれらに関連するインフラストラクチャーに関して、資産の減損及び負債の評価に関連するリストラクチャリング費用が生じる場合がある。

インベスター・ディープ・ダイブ

2022年6月、クレディ・スイスは、投資家に、リスク機能、コンプライアンス機能及びテクノロジー&オペレーション機能並びにウェルス・マネジメント事業における主要な優先事項及び達成度を報告するために、インベスター・ディープ・ダイブを開催した。

ロシアのウクライナ侵攻

ロシアのウクライナ侵攻を受けて、多数の国々において、ロシアの金融システム並びにロシア政府の高官及び経営者に対して厳しい制裁を科し、また、これらの制裁は幾度も拡大されている。当グループは、既に講じた制裁措置及び今後拡大する可能性のある制裁措置が、エクスポージャー及び顧客関係に与える影響を評価し続ける。2022年6月30日現在、当グループのロシアに対する信用エクスポージャー純額は、特定の貸倒引当金、貸倒引当金繰入額及び評価調整を控除し244百万スイス・フランとなり、これは主に法人、個人及びソブリン向けであった。さらに、ロシアの子会社の純資産価値は、2022年6月30日現在で約0.3十億スイス・フランであった。2022年度第2四半期において、制裁措置を講じたことにより、7.2十億スイス・フランの運用資産が再分類され、当グループは、制裁の対象外であるロシア関連

の顧客に関する1.4十億スイス・フランの純資産の流出を保有し、当グループのウェルス・マネジメント関連事業における運用資産のうち3%未満がロシアの顧客に関連している。当グループは、市場や取引先の状況の変化に応じて、2022年度第2四半期にロシア関連のエクスポージャーをさらに削減し、残りのエクスポージャーについては引き続き継続的な監視と管理の対象としている。当グループは、動向が信用損失の見積り及び潜在的な資産の減損を含む財務実績に継続して影響を及ぼす可能性があることに留意している。業務執行役員会は、ロシア危機への対処に関連するいかなる重要な進展及び拡大についても通知がなされる。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンドに関する事案

従前の報告のとおり、2021年3月上旬、当グループの一部の子会社が管理する4つのサプライチェーン・ファイナンス・ファンド（以下、「SCFF」という。）の取締役会は、ファンドの投資家の利益を保護するため、これらのファンドの償還及び申込を停止し、SCFFを終了し、清算を進めることを決定した。クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）AG（以下、「CSAM」という。）は、SCFFのポートフォリオ・マネージャーを務める。

2022年6月、CSAMは、SCFFを含む証券保有者への現金支払に関して、ブルストーン・リソーシズ（以下、「ブルストーン」という。）及びその株主との間で合意に至った。本合意は、特に、いかなる当事者もその他の当事者に対して関連するいかなる請求権を行使又は執行するための措置を講じる若しくは施行することはできないとする2年間の停止期間、ブルストーンからの定期的な支払、当該保有者であるブルストーンのCEOであるジェームズ・C・ジャスティス三世の家族からすべての証券保有者への最大320百万米ドルの定期的な支払、並びにブルストーン事業体の売却益を、証券保有者及びジャスティス一家において分配し、証券保有者は、未払いの320百万米ドルの残りの割当に加えて、売却益の50%を合意に基づいて受け取ることを含む。

2021年度第4四半期から、当グループは、この事案の影響を受けた顧客に対し、一定の条件を満たすことにより、現在及び将来の取引から生じる一定の手数料を四半期ごとに払い戻すことができる手数料免除プログラムを導入した⁽¹⁾。当グループは、この手数料免除プログラムに関連して、とりわけウェルス・マネジメントにおいて、2022年度第2四半期にマイナス26百万スイス・フランの収益を計上した。

(1) 手数料免除プログラムは、日本においては適用されていない。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンド及びアルケゴスの事案による大幅な業績悪化

追加の損失、損害、費用及び経費の発生並びに規制当局、その他による追加の調査及び措置又は当グループの信用格付のさらなる格下げが、当グループの事業、財政状態、業績、見通し、流動性又は資本基盤に対する影響を含め、当グループにとって重大なものにならないとの保証はない。例えば、当グループは、アセット・マネジメント部門及びその他の各部門において新規純資産の形成が鈍化したことが、これらの問題に少なくとも部分的に起因し、損害及びこれらの削減は、顧客、取引先、投資家及び従業員を引き付け維持する能力並びに当グループの取引先と事業取引を行う能力を含め当グループの事業全体に引き続き影響を及ぼす可能性がある等、事業の特定分野において風評被害及び事業縮小を被り、また今後もその状況が続く可能性がある。さらに、アルケゴス及びSCFFの事案への対処を含むリスク軽減

措置及び資本課徴金に関連して、当グループが2021年度から講じた措置、又は講じる予定の措置は、当グループの事業の特定分野における業績に対して悪影響を及ぼすことも予想される。

業績の評価

クレディ・スイスは、株主持分合計及び有形株主持分（非GAAPの財務指標であり、有形純資産としても知られている。）に対する会社全体の利益率を測定している。有形株主持分は、貸借対照表上に記載された株主持分合計から、のれん及びその他の無形資産を控除して計算している。さらに、クレディ・スイスは、規制資本の利用に関する会社及び部門の効率性も測定している。規制資本は、RWAの13.5%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.25%の平均値として算出し、非GAAPの財務指標である規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、税率を、2020年度以前の期間は30%、2020年度以降は25%とした。インベストメント・バンク部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した規制資本利益率は、同一の手法を適用して、当該項目を除外した業績に基づき算出されている。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した調整後規制資本利益率は、同一の手法を適用して、当該項目を除外した業績に基づき算出されている。

当グループの経済利益は、非GAAPの財務指標であり、25%の税率を適用した税引前利益／（損失）から資本費用を控除して計算している。資本費用は、（i）各4部門の規制資本の平均値に適用される資本費用、及び（ii）当グループの有形自己資本の平均値から4部門の規制資本の合計を控除した残余に適用される10%の資本費用の合計に基づいて算出される。部門に適用される資本費用は、ウェルス・マネジメント部門、スイス銀行部門及びアセット・マネジメント部門においては8%、インベストメント・バンク部門においては12%である。当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した調整後経済利益は、同一の手法を適用して、当該項目を除外した業績に基づき算出されている。

業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の十分性を判断するために使用し依拠している指標であるため、経営陣はこれらの指標が有意義であると考えている。

追加の財務指標

貸借対照表

2022年度第2四半期末現在の資産合計は727.4十億スイス・フランで、2022年度第1四半期と比べ2%減少した。これは、営業活動の減少を反映したものであるが、外貨換算のプラスの影響により一部相殺された。外貨換算の影響を除外すると、資産合計は20.8十億スイス・フラン減少した。

訴訟

当グループが見積もり可能と考える特定の訴訟手続への既存の引当金ではカバーされない、合理的に発生し得る損失の総額の範囲に対する当グループの見積りは、2022年度第2四半期末現在、ゼロから1.6十億スイス・フランであった。

株主持分合計

クレディ・スイスの株主持分合計は、2022年度第1四半期末現在は44.4十億スイス・フランであったのに対して、2022年度第2四半期末現在は45.8十億スイス・フランであった。株主持分合計は、信用リ

スクに関連する公正価値で選択された負債に係る利益、累積的外貨換算調整に係る外国為替関連の変動及び株式報酬債務の増加によりプラスの影響を受けたが、株主に帰属する純損失、支払配当及びキャッシュ・フロー・ヘッジの損失によって一部相殺された。

流動性カバレッジ比率

当グループの平均流動性カバレッジ比率は、2022年度第1四半期末現在の196%から減少し、2022年度第2四半期末現在は191%であった。この比率は、当グループの支店及び子会社が適用ある現地の流動性要件を確実に満たすことを含め、引き続き保守的な流動性ポジションを反映している。

安定調達比率

安定調達比率は、2022年度第1四半期末現在の128%に対して、2022年度第2四半期末現在は132%となった。

資本指標

CET1比率は、2022年度第1四半期末現在の13.8%に対して、2022年度第2四半期末現在は13.5%であった。ティア1比率は2022年度第1四半期末現在の19.5%に対して、2022年度第2四半期末現在は19.2%であった。自己資本比率合計は、2022年度第1四半期末現在の19.7%に対して、2022年度第2四半期末現在は19.4%であった。

CET1資本は、2022年度第1四半期末現在の37.7十億スイス・フランから2%減少して、2022年度第2四半期末現在は37.0十億スイス・フランであった。これは主に、株主に帰属する純損失が外貨換算のプラスの影響及び純営業損失における繰延税金資産の規制上の調整額により一部相殺されたことを反映したものであった。

その他ティア1資本は、2022年度第1四半期末と比較して安定的であり、2022年度第2四半期末現在は15.7十億スイス・フランであった。適格資本合計は、2022年度第1四半期末と比較して安定的であり、2022年度第2四半期末現在は53.2十億スイス・フランであった。

RWAは、リスクレベルの変動により相殺された外貨換算の影響並びに主にインベストメント・バンク部門における内部モデル及びパラメーターの更新により、2022年度第1四半期末と比較して安定的であり、2022年度第2四半期末現在では274.4十億スイス・フランとなった。

BIS資本指標—当グループ

期末	2022年度 第2四半期	2022年度 第1四半期	2021年度 第4四半期	前四半期比 増減率 (%)
資本及びリスク加重資産 (百万スイス・フラン)				
CET1資本	37,049	37,713	38,529	(2)
ティア1資本	52,736	53,204	54,373	(1)
適格資本合計	53,217	53,676	54,852	(1)
リスク加重資産	274,442	273,043	267,787	1
自己資本比率 (%)				
CET1比率	13.5	13.8	14.4	-
ティア1比率	19.2	19.5	20.3	-
自己資本比率合計	19.4	19.7	20.5	-

レバレッジ指標

2022年度第2四半期末現在のBISのティア1レバレッジ比率は6.1%で、うち4.3%はBISのCET1で構成されていた。

レバレッジ・エクスポージャーは、2022年度第1四半期末現在の878.0十億スイス・フランから2%減少し、2022年度第2四半期末現在は862.7十億スイス・フランであった。

BISレバレッジ指標－当グループ

期末	2022年度 第2四半期	2022年度 第1四半期	2021年度 第4四半期	前四半期比 増減率 (%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー (百万スイス・フラン)				
CET1資本	37,049	37,713	38,529	(2)
ティア1資本	52,736	53,204	54,373	(1)
レバレッジ・エクスポージャー	862,737	878,023	889,137	(2)
レバレッジ比率 (%)				
CET1レバレッジ比率	4.3	4.3	4.3	-
ティア1レバレッジ比率	6.1	6.1	6.1	-

クレディ・スイスAG－親会社

クレディ・スイスAG（当行（親会社））のスイスCET1比率は、英国の資本参加からの資本分配にもかかわらず、主に純損失及び不利な外貨換算の影響により、2022年度第1四半期現在の11.8%から減少し、2022年度第2四半期末現在は11.4%となった。

2022年に既に受領した資本分配に加え、2022年末までに、規制当局からの承認を前提として、米国及び英国の資本参加から、当行（親会社）に対して多額の追加の資本分配が予定されている。

重要な情報

現在の表示と一致させるため、前期までの期間に対しては一定の分類変更が行われている。

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令（以下、「スイス国内要件」という。）の適用を受けている（いずれの場合も、一定の段階的導入期間に服する。）。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。クレディ・スイスは、バーゼル銀行監督委員会により公表されたスイス金融市場監督当局FINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルの要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入は、2013年度から2021年度について、一定の資本性商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーは、一定の資本性商品の完全な段階的廃止を前提としている。

別段の注記のない限り、レバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率の枠組みに基づいており、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。ティア1レバレッジ比率及びCET1レバレッジ比率は、それぞれ、BISのティア1資本及びCET1資本を期末のレバレッジ・エクスポージャーにより除して算出されている。スイス国内レバレッジ比率は、BISのレバレッジ比率のレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定されている。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市況及び経済状況（例えばロシアのウクライナ侵攻に起因するマクロ経済及びその他の課題並びに不確実性を含む。）、法律、規則又は規制の変更並びにその他の困難を含むが、これらに限定されない。）により、これらのイニシアチブから予想される一部又はすべての利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

上述される当グループの既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、当グループが見積り可能と考えている訴訟等であって、かつクレディ・スイス・エイ・ジーの2022年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第6 3（2）「訴訟」で説明され、2022年9月30日提出予定の半期報告書の第一部 第6 2（2）「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」で更新され、又は更新される予定である訴訟等のみに関連するものである。当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積もることは難しいと考えている。詳細については、上記有価証券報告書の第一部 第6 3（2）「訴訟」、半期報告書の第一部 第6 2（2）「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」の訴訟の注記を参照のこと。

訴訟

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。当グループの重大な訴訟等、関連引当金及び既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、クレディ・スイス・エイ・ジーの2022年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第6 3（2）「訴訟」に記載され、かつその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」（以下に記載されるものを含む。）で更新されている。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる検討は、和解又は裁判を通じた問題解決のための経営陣の戦略の検討及びかかる戦略の変更を含む。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

記載されている詳細な内容には (a) 損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができるときにおいて、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び (b) 関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、(a) 当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は (b) 当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項について当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積ることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。一部の訴訟等については、当グループが請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることができる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。上記で言及した有価証券報告書の項目において説明され、かつその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」（以下の記載を含む。）で更新されている訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲における当グループの見積りは、ゼロから1.6十億スイス・フランである。

2022年度第2四半期において、当グループは、497百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはないと判断している。ただし、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超

過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの経営成績によっては、当該期間の経営成績に重大な影響を与える可能性がある。

抵当貸付関連の問題

民事訴訟

以下に開示される金額は、現在までの実際の原告の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映していない。むしろ、別途記載されない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。

個別投資家の訴訟

2022年6月28日、コロニアル・バンクの管財人である連邦預金保険公社が米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）に提起した訴訟（同訴訟でのクレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (CSS LLC) に対する請求は、係争対象の住宅ローン担保証券約92百万米ドルに関連している。）において、両当事者は、和解合意を締結し、CSS LLCに対するすべての申立てを棄却した。

レート関連の問題

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

2022年7月26日、LIBORに連動する金利で融資した者のために提起された停止されていない適格性認定前の集団訴訟において、SDNYは、両当事者がすべての申立てについて和解合意を締結したことを最終承認する命令を下した。

スイス・フランLIBORに関する訴訟

2022年7月13日、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくスイス・フランLIBORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟において、両当事者はすべての申立てについて和解合意を締結した。かかる和解は、裁判所の承認待ちである。

SIBOR/SORに関する訴訟

2022年4月22日、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくシンガポール銀行間取引レート及びシンガポールスワップ取引レートを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟において、両当事者はすべての申立てについて和解合意を締結した。2022年6月9日、裁判所は、両当事者がすべての申立てについて和解合意を締結したことを暫定承認する命令を下した。かかる和解は、裁判所の最終承認待ちである。

外国為替に関する訴訟

2022年4月4日、外国為替レートの不正操作をしたとしてSDNYに提起された適格性認定前の併合集団訴訟と類似の主張内容を有するイスラエルにおける適格性認定前の併合集団訴訟において、両当事者はすべての申立てについて和解合意を締結した。かかる和解は、裁判所による承認待ちである。

2022年7月27日、SDNYに提起された適格性認定前の併合集団訴訟において主張されたのと同じの行為

に基づき2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟において、両当事者はすべての申立てについて和解合意を締結した。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2022年5月11日、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟において、裁判所は、両当事者がすべての申立てについて和解合意を締結したことを暫定承認する命令を下した。かかる和解は、裁判所による最終承認待ちである。

顧客口座に関する問題

バミューダでクレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドに対し提起された民事訴訟において、2022年5月6日、バミューダ高級裁判所は、原告に607.35百万米ドルの損害賠償を認める命令を下した。2022年5月9日、クレディ・スイス・ライフ（バミューダ）リミテッドは、判決をバミューダ控訴裁判所に控訴した。2022年7月25日、バミューダ高級裁判所は、認められた損害賠償が42日以内にエスクロー口座へ支払われることを条件に、係属中の控訴審判決の執行を停止することを認めた。

2022年5月27日、クレディ・スイス・トラスト・リミテッドに対し提起された民事訴訟において、シンガポール国際商事裁判所は、2022年3月30日に提出された原告の訴状修正の申立ての一部を認め、一部を退けた。かかる修正により、とりわけ、クレディ・スイス・トラスト・リミテッドがクレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員の不正行為を認識しており、またクレディ・スイス・エイ・ジー及び／又はその他のクレディ・スイスの事業体の一部の従業員が、信託の管理に関しクレディ・スイス・トラスト・リミテッドのために行っていた疑いがあるとの新たな主張が盛り込まれている。2022年7月1日、クレディ・スイス・トラスト・リミテッドは、修正の許可に関する裁判所の決定に控訴した。

モザンビークに関する問題

米国司法省（DOJ）との2021年10月の決議条件に基づき、クレディ・スイスは、モザンビーク共和国が発行した2016年ユーロ債の適格投資家に対して補償金を支払う必要がある。2022年7月22日の審理において、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所は、DOJとクレディ・スイスの共同補償金提案を承認し、かかる提案に基づき、クレディ・スイスは適格投資家に対し22.6百万米ドルの補償金を支払う。審理では、クレディ・スイスはまた、DOJと締結した2021年10月の起訴猶予合意及び司法取引に定められた正味175.6百万米ドルの罰金を、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドがそれぞれ支払うよう命じられた。

FINMAによる執行手続の完了の発表に基づき、FINMAは、2022年6月30日までに特定されたすべての不備を是正するよう当行らに命じ、これらの措置の実施及び有効性を審査するための独立した第三者を任命した。クレディ・スイスは、FINMAの発表に基づき必要な大半の措置の実施を2022年6月30日までに完了し、FINMAは継続中の統制向上プロジェクト3件について、2022年9月30日まで3ヶ月の延長を承認した。

モザンビーク共和国がクレディ・スイスの一部の事業体、元従業員3名及び複数の他の無関係の事業体に対しイングランド高等法院に提起した進行中の民事訴訟において、モザンビーク共和国は、複数の

規制当局及び取締当局とのクレディ・スイスの2021年10月付決議に対応し、間接的損害の申立てを組み込んだ更新版の請求明細書の提出を準備している。

ETN関連の訴訟

2022年7月1日、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券の購入者の適格性認定前の集団がSDNYに提起した併合訴訟において、原告は集団訴訟認定の申立を行った。

2022年7月11日、2032年2月9日満期S&P GSCI天然ガス指数ER連動型ベロシティシェアーズ3xインバース天然ガス上場投資証券を空売りする者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された適格性認定前の集団訴訟において、クレディ・スイス・エイ・ジーは棄却申立てを行った。

ブルガリアの元顧客に関する事項

2022年6月27日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、スイス連邦刑事裁判所において、反マネー・ロンダリングの枠組みに対する過去の組織的不備について有罪判決を受け、2百万スイス・フランの罰金の支払を命じられた。さらに、裁判所は約12百万スイス・フランの特定の顧客資産を差し押さえ、クレディ・スイス・エイ・ジーに対し、約19百万スイス・フランの賠償請求の支払を命じた。2022年7月5日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、かかる決定についてスイス連邦控訴裁判所に控訴した。

通信記録の管理に関する事案

米国証券取引委員会（以下、「SEC」という。）及び米国商品先物取引委員会（以下、「CFTC」という。）は、未承認の電子メッセージ送受信チャネルを通じたビジネス・コミュニケーションに関する記録保全要件の遵守について、クレディ・スイスの調査を行っている。クレディ・スイスは、調査に協力している。SEC及びCFTCは、複数の金融機関において同様の記録保全慣行の調査を行っていると述べている。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これらに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があることに留意されたい。かかる要素には以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ、インフレ率の上昇及び金利の変動又は金利の水準に影響を及ぼす出来事
- ・アルケゴス及びサプライチェーン・ファイナンス・ファンドの事案並びにその他の最近の事象がもたらす継続的で重大な悪影響（レピュテーションの毀損を含む。）、並びにこれらの問題を成功裏に解決する当グループの能力
- ・リスク管理の方法及び方針並びにヘッジ戦略を向上させる当グループの能力
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響、ロシアのウクライナ侵攻の悪影響、並びにそれを受けた米国、EU、英国、スイス及びその他各国による制裁の悪影響に係るリスク、並びに2022年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスクを含むが、これらに限定されない。）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の格下げ
- ・当グループの標的、財務目標等の抱負及び目標、並びに特定の環境、社会及びガバナンスの検討事項を当グループの戦略、商品、サービス及びリスク管理プロセスに組み込むための様々な目標及びコミットメントに関連するものを含む、当グループの戦略的イニシアチブを達成する能力

- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更
- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・ロシアのウクライナ侵攻等の、戦争、内乱、テロリスト活動、制裁措置又はその他の地政学的事象又は戦闘行為の激化を含む、地政学的、外交的緊張及び不安定並びに紛争
- ・気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向
- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を守り、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（クレディ・スイス・エイ・ジーの2022年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第3 2「事業等のリスク」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2022年度第2四半期及び／又は上半期に関するクレディ・スイス・グループ AG の連結財務書類

(1) 連結損益計算書

	2022年度第2四半期		2022年度第1四半期		2021年度第2四半期		2022年度上半期		2021年度上半期	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
連結損益計算書										
利息及び配当金収益	2,474	352,248	2,234	318,077	2,426	345,414	4,708	670,325	5,013	713,751
支払利息	(1,279)	(182,104)	(775)	(110,345)	(1,010)	(143,804)	(2,054)	(292,449)	(1,943)	(276,644)
純利息収益	1,195	170,144	1,459	207,732	1,416	201,610	2,654	377,877	3,070	437,107
手数料収益	2,230	317,507	2,601	370,330	3,158	449,636	4,831	687,838	6,895	981,710
トレーディング収益	41	5,838	(36)	(5,126)	153	21,784	5	712	1,964	279,634
その他の収益	179	25,486	388	55,243	376	53,535	567	80,729	748	106,500
純収益	3,645	518,975	4,412	628,181	5,103	726,565	8,057	1,147,156	12,677	1,804,951
貸倒引当金繰入額	64	9,112	(110)	(15,662)	(25)	(3,560)	(46)	(6,549)	4,369	622,058
報酬費用	2,392	340,573	2,458	349,970	2,356	335,447	4,850	690,543	4,563	649,680
一般管理費	2,005	285,472	2,148	305,832	1,589	226,242	4,153	591,304	2,965	422,157
支払手数料	254	36,165	298	42,429	325	46,274	552	78,594	654	93,117
のれんの減損	23	3,275	0	0	0	0	23	3,275	0	0
リストラクチャリング費用	80	11,390	46	6,549	45	6,407	126	17,940	70	9,967
その他営業費用合計	2,362	336,302	2,492	354,811	1,959	278,922	4,854	691,113	3,689	525,240
営業費用合計	4,754	676,875	4,950	704,781	4,315	614,370	9,704	1,381,656	8,252	1,174,920
法人税等控除前利益/(損失)	(1,173)	(167,012)	(428)	(60,939)	813	115,755	(1,601)	(227,950)	56	7,973
法人税等費用/(便益)	419	59,657	(151)	(21,499)	566	80,587	268	38,158	40	5,695
当期純利益/(損失)	(1,592)	(226,669)	(277)	(39,439)	247	35,168	(1,869)	(266,108)	16	2,278
非支配持分に帰属する 当期純利益/(損失)	1	142	(4)	(570)	(6)	(854)	(3)	(427)	15	2,136
株主に帰属する当期純利益/ (損失)	(1,593)	(226,811)	(273)	(38,870)	253	36,022	(1,866)	(265,681)	1	142
一株当たり利益/(損失)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)
基本的一株当たり利益/(損失)	(0.60)	(85.43)	(0.10)	(14.24)	0.10	14.24	(0.71)	(101.09)	0.00	0.00
希薄化後一株当たり利益/ (損失)	(0.60)	(85.43)	(0.10)	(14.24)	0.10	14.24	(0.71)	(101.09)	0.00	0.00

(2) 連結貸借対照表

	2022年6月30日現在		2022年3月31日現在		2021年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産						
現金及び銀行に対する預け金	159,472	22,705,623	167,950	23,912,721	164,818	23,466,787
利付銀行預け金	851	121,165	998	142,095	1,323	188,369
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	104,156	14,829,731	95,282	13,566,251	103,906	14,794,136
担保受入有価証券（公正価値報告分）	7,386	1,051,619	8,084	1,151,000	15,017	2,138,120
トレーディング資産（公正価値報告分）	101,095	14,393,906	106,971	15,230,531	111,141	15,824,256
投資有価証券	739	105,219	809	115,185	1,005	143,092
その他の投資	5,783	823,384	5,794	824,950	5,826	829,506
貸出金、純額	285,573	40,659,884	287,682	40,960,163	291,686	41,530,253
のれん	2,974	423,438	2,931	417,316	2,917	415,322
その他の無形資産	340	48,409	307	43,711	276	39,297
未収仲介料	15,060	2,144,243	18,359	2,613,954	16,687	2,375,895
その他資産	43,936	6,255,608	44,387	6,319,821	41,231	5,870,470
資産合計	727,365	103,562,229	739,554	105,297,699	755,833	107,615,503
負債及び持分						
銀行からの預り金	23,616	3,362,446	18,891	2,689,701	18,965	2,700,237
顧客の預金	389,484	55,454,732	398,624	56,756,085	392,819	55,929,569
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	21,568	3,070,852	27,711	3,945,492	35,274	5,022,312
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	7,386	1,051,619	8,084	1,151,000	15,017	2,138,120
トレーディング負債（公正価値報告分）	29,967	4,266,701	28,184	4,012,838	27,535	3,920,433
短期借入金	20,145	2,868,245	17,399	2,477,270	19,393	2,761,175
長期債務	158,010	22,497,464	160,320	22,826,362	166,896	23,762,652
未払仲介料	8,061	1,147,725	13,687	1,948,755	13,060	1,859,483
その他負債	23,062	3,283,568	21,978	3,129,228	22,644	3,224,053
負債合計	681,299	97,003,352	694,878	98,936,730	711,603	101,318,035
普通株式	106	15,092	106	15,092	106	15,092
払込剰余金	34,631	4,930,762	35,114	4,999,531	34,938	4,974,472
利益剰余金	29,059	4,137,420	30,791	4,384,023	31,064	4,422,892
自己株式（原価）	(417)	(59,372)	(923)	(131,417)	(828)	(117,891)
その他包括利益/(損失)累計額	(17,537)	(2,496,918)	(20,646)	(2,939,577)	(21,326)	(3,036,396)
株主持分合計	45,842	6,526,984	44,442	6,327,652	43,954	6,258,171
非支配持分	224	31,893	234	33,317	276	39,297
持分合計	46,066	6,558,877	44,676	6,360,969	44,230	6,297,467
負債及び持分合計	727,365	103,562,229	739,554	105,297,699	755,833	107,615,503

(3) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイ ス・フラン)	(百万スイス・ フラン)
2022年度第2四半期								
期首残高	106	35,114	30,791	(923)	(20,646)	44,442	234	44,676
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(12)	(12)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	2	2
当期純利益/(損失)	-	-	(1,593)	-	-	(1,593)	1	(1,592)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	3,109	3,109	-	3,109
自己株式の売却	-	(25)	-	3,367	-	3,342	-	3,342
自己株式の買戻し	-	-	-	(3,306)	-	(3,306)	-	(3,306)
株式報酬(税引後)	-	(316)	-	445	-	129	-	129
配当金支払	-	(140) ³	(139)	-	-	(279)	(1)	(280)
その他	-	(2)	-	-	-	(2)	-	(2)
期末残高	106	34,631	29,059	(417)	(17,537)	45,842	224	46,066
	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2022年度第2四半期								
期首残高	15,092	4,999,531	4,384,023	(131,417)	(2,939,577)	6,327,652	33,317	6,360,969
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(1,709)	(1,709)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	285	285
当期純利益/(損失)	-	-	(226,811)	-	-	(226,811)	142	(226,669)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	442,659	442,659	-	442,659
自己株式の売却	-	(3,560)	-	479,393	-	475,834	-	475,834
自己株式の買戻し	-	-	-	(470,708)	-	(470,708)	-	(470,708)
株式報酬(税引後)	-	(44,992)	-	63,359	-	18,367	-	18,367
配当金支払	-	(19,933) ³	(19,791)	-	-	(39,724)	(142)	(39,866)
その他	-	(285)	-	-	-	(285)	-	(285)
期末残高	15,092	4,930,762	4,137,420	(59,372)	(2,496,918)	6,526,984	31,893	6,558,877

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

³ 資本拠出準備金から支払われた。

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
2022年度上半期								
期首残高	106	34,938	31,064	(828)	(21,326)	43,954	276	44,230
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(15)	(15)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	8	8
当期純利益/(損失)	-	-	(1,866)	-	-	(1,866)	(3)	(1,869)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	3,789	3,789	2	3,791
自己株式の売却	-	(44)	-	8,049	-	8,005	-	8,005
自己株式の買戻し	-	-	-	(8,136)	-	(8,136)	-	(8,136)
株式報酬(税引後)	-	(121)	-	498	-	377	-	377
配当金支払	-	(140) ³	(139)	-	-	(279)	(1)	(280)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(43)	(43)
その他	-	(2)	-	-	-	(2)	-	(2)
期末残高	106	34,631	29,059	(417)	(17,537)	45,842	224	46,066

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2022年度上半期								
期首残高	15,092	4,974,472	4,422,892	(117,891)	(3,036,396)	6,258,171	39,297	6,297,467
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(2,136)	(2,136)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	1,139	1,139
当期純利益/(損失)	-	-	(265,681)	-	-	(265,681)	(427)	(266,108)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	539,478	539,478	285	539,763
自己株式の売却	-	(6,265)	-	1,146,017	-	1,139,752	-	1,139,752
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,158,404)	-	(1,158,404)	-	(1,158,404)
株式報酬(税引後)	-	(17,228)	-	70,905	-	53,677	-	53,677
配当金支払	-	(19,933) ³	(19,791)	-	-	(39,724)	(142)	(39,866)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(6,122)	(6,122)
その他	-	(285)	-	-	-	(285)	-	(285)
期末残高	15,092	4,930,762	4,137,420	(59,372)	(2,496,918)	6,526,984	31,893	6,558,877

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

³ 資本拠出準備金から支払われた。

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について 2022 年 7 月 27 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン=142.38 円で換算したものであり、百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

当グループ（クレディ・スイス・グループAG）と当行（クレディ・スイスAG）の相違

当行の事業は当グループの事業とほぼ同一であり、当行の事業のほぼすべては、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・バンク部門、スイス・バンク部門及びアセット・マネジメント部門を通じて行われている。株式報酬に係る報奨に関連するヘッジ取引など、当グループのコーポレート・センターが行う特定の業務は、当行の業務には該当しない。主としてクレディ・スイス・サービスズ AG（当グループのスイスのサービス会社）とその子会社に関連する、特定のその他の資産、負債及び業績は、当グループのセグメントの活動の一部として管理されている。ただし、これらの企業は法的には当グループに所有されており、当行の連結財務書類の一部ではない。

連結損益計算書の比較

(単位：百万スイス・フラン)	当行		当グループ		当行		当グループ	
	2022年度 第2四半期	2021年度 第2四半期	2022年度 第2四半期	2021年度 第2四半期	2022年度 上半期	2021年度 上半期	2022年度 上半期	2021年度 上半期
損益計算書								
純収益	3,687	5,229	3,645	5,103	8,130	12,882	8,057	12,677
営業費用合計	4,875	4,403	4,754	4,315	9,931	8,494	9,704	8,252
法人税等控除前利益/(損失)	(1,251)	852	(1,173)	813	(1,754)	15	(1,601)	56
当期純利益/(損失)	(1,645)	298	(1,592)	247	(1,975)	9	(1,869)	16
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(1,644)	326	(1,593)	253	(1,974)	112	(1,866)	1

(単位：百万円)	当行		当グループ		当行		当グループ	
	2022年度 第2四半期	2021年度 第2四半期	2022年度 第2四半期	2021年度 第2四半期	2022年度 上半期	2021年度 上半期	2022年度 上半期	2021年度 上半期
損益計算書								
純収益	524,955	744,505	518,975	726,565	1,157,549	1,834,139	1,147,156	1,804,951
営業費用合計	694,103	626,899	676,875	614,370	1,413,976	1,209,376	1,381,656	1,174,920
法人税等控除前利益/(損失)	(178,117)	121,308	(167,012)	115,755	(249,735)	2,136	(227,950)	7,973
当期純利益/(損失)	(234,215)	42,429	(226,669)	35,168	(281,201)	1,281	(266,108)	2,278
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(234,073)	46,416	(226,811)	36,022	(281,058)	15,947	(265,681)	142

連結貸借対照表の比較

(単位：百万スイス・フラン)	当行		当グループ	
	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
貸借対照表指標				
資産合計	730,295	759,214	727,365	755,833
負債合計	681,186	711,127	681,299	711,603

(単位：百万円)	当行		当グループ	
	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
貸借対照表指標				
資産合計	103,979,402	108,096,889	103,562,229	107,615,503
負債合計	96,987,263	101,250,262	97,003,352	101,318,035

資本及び負債

(単位：百万スイス・フラン)

資本及び負債

銀行からの預り金	23,614	18,960	23,616	18,965
顧客の預金	390,762	393,841	389,484	392,819
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	21,662	35,368	21,568	35,274
長期債務	152,348	160,695	158,010	166,896
その他のすべての負債	92,800	102,263	88,621	97,649
負債合計	681,186	711,127	681,299	711,603
持分合計	49,109	48,087	46,066	44,230
資本及び負債合計	730,295	759,214	727,365	755,833

当行

当グループ

	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
銀行からの預り金	23,614	18,960	23,616	18,965
顧客の預金	390,762	393,841	389,484	392,819
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	21,662	35,368	21,568	35,274
長期債務	152,348	160,695	158,010	166,896
その他のすべての負債	92,800	102,263	88,621	97,649
負債合計	681,186	711,127	681,299	711,603
持分合計	49,109	48,087	46,066	44,230
資本及び負債合計	730,295	759,214	727,365	755,833

(単位：百万円)

資本及び負債

銀行からの預り金	3,362,161	2,699,525	3,362,446	2,700,237
顧客の預金	55,636,694	56,075,082	55,454,732	55,929,569
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	3,084,236	5,035,696	3,070,852	5,022,312
長期債務	21,691,308	22,879,754	22,497,464	23,762,652
その他のすべての負債	13,212,864	14,560,206	12,617,858	13,903,265
負債合計	96,987,263	101,250,262	97,003,352	101,318,035
持分合計	6,992,139	6,846,627	6,558,877	6,297,467
資本及び負債合計	103,979,402	108,096,889	103,562,229	107,615,503

当行

当グループ

	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
銀行からの預り金	3,362,161	2,699,525	3,362,446	2,700,237
顧客の預金	55,636,694	56,075,082	55,454,732	55,929,569
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	3,084,236	5,035,696	3,070,852	5,022,312
長期債務	21,691,308	22,879,754	22,497,464	23,762,652
その他のすべての負債	13,212,864	14,560,206	12,617,858	13,903,265
負債合計	96,987,263	101,250,262	97,003,352	101,318,035
持分合計	6,992,139	6,846,627	6,558,877	6,297,467
資本及び負債合計	103,979,402	108,096,889	103,562,229	107,615,503

BIS 資本指標

(単位：百万スイス・フラン)

資本及びリスク加重資産

普通株式等ティア1 (CET1) 資本
ティア1資本
適格資本合計
リスク加重資産

当行		当グループ	
2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
42,443	44,185	37,049	38,529
57,208	59,110	52,736	54,373
57,689	59,589	53,217	54,852
273,651	266,934	274,442	267,787

(単位：百万円)

資本及びリスク加重資産

普通株式等ティア1 (CET1) 資本
ティア1資本
適格資本合計
リスク加重資産

当行		当グループ	
2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
6,043,034	6,291,060	5,275,037	5,485,759
8,145,275	8,416,082	7,508,552	7,741,628
8,213,760	8,484,282	7,577,036	7,809,828
38,962,429	38,006,063	39,075,052	38,127,513

(単位：%)

自己資本比率

CET1 比率
ティア1比率
自己資本比率合計

当行		当グループ	
2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在	2022年6月 30日現在	2021年12月 31日現在
15.5	16.6	13.5	14.4
20.9	22.1	19.2	20.3
21.1	22.3	19.4	20.5

財務データ（一部）－当行

要約連結損益計算書

	2022年度 第2四半期	2021年度 第2四半期	増減	2022年度 上半期	2021年度 上半期	増減
	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(%)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(%)
要約連結損益計算書						
利息及び配当金収益	2,465	2,413	2	4,685	4,987	(6)
支払利息	(1,245)	(943)	32	(2,000)	(1,874)	7
純利息収益	1,220	1,470	(17)	2,685	3,113	(14)
手数料収益	2,216	3,175	(30)	4,806	6,926	(31)
トレーディング収益	9	124	(93)	(46)	1,924	-
その他の収益	242	460	(47)	685	919	(25)
純収益	3,687	5,229	(29)	8,130	12,882	(37)
貸倒引当金繰入額	63	(26)	-	(47)	4,373	-
報酬費用	2,083	2,121	(2)	4,241	4,096	4
一般管理費	2,440	1,912	28	4,995	3,664	36
支払手数料	254	325	(22)	552	654	(16)
のれんの減損	23	0	-	23	0	-
リストラクチャリング費用	75	45	67	120	80	50
その他営業費用合計	2,792	2,282	22	5,690	4,398	29
営業費用合計	4,875	4,403	11	9,931	8,494	17
法人税等控除前利益/(損失)	(1,251)	852	-	(1,754)	15	-
法人税等費用	394	554	(29)	221	6	-
当期純利益/(損失)	(1,645)	298	-	(1,975)	9	-
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	(1)	(28)	(96)	(1)	(103)	(99)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(1,644)	326	-	(1,974)	112	-

	2022年度 第2四半期	2021年度 第2四半期	増減	2022年度 上半期	2021年度 上半期	増減
	(百万円)	(百万円)	(%)	(百万円)	(百万円)	(%)
要約連結損益計算書						
利息及び配当金収益	350,967	343,563	2	667,050	710,049	(6)
支払利息	(177,263)	(134,264)	32	(284,760)	(266,820)	7
純利息収益	173,704	209,299	(17)	382,290	443,229	(14)
手数料収益	315,514	452,057	(30)	684,278	986,124	(31)
トレーディング収益	1,281	17,655	(93)	(6,549)	273,939	-
その他の収益	34,456	65,495	(47)	97,530	130,847	(25)
純収益	524,955	744,505	(29)	1,157,549	1,834,139	(37)
貸倒引当金繰入額	8,970	(3,702)	-	(6,692)	622,628	-
報酬費用	296,578	301,988	(2)	603,834	583,188	4
一般管理費	347,407	272,231	28	711,188	521,680	36
支払手数料	36,165	46,274	(22)	78,594	93,117	(16)
のれんの減損	3,275	0	-	3,275	0	-
リストラクチャリング費用	10,679	6,407	67	17,086	11,390	50
その他営業費用合計	397,525	324,911	22	810,142	626,187	29
営業費用合計	694,103	626,899	11	1,413,976	1,209,376	17
法人税等控除前利益/(損失)	(178,117)	121,308	-	(249,735)	2,136	-
法人税等費用	56,098	78,879	(29)	31,466	854	-
当期純利益/(損失)	(234,215)	42,429	-	(281,201)	1,281	-
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	(142)	(3,987)	(96)	(142)	(14,665)	(99)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(234,073)	46,416	-	(281,058)	15,947	-

財務データ（一部）－当行（続き）

要約連結貸借対照表

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在		増減
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(%)
資産					
現金及び銀行に対する預け金	158,700	22,595,706	164,026	23,354,022	(3)
利付銀行預け金	780	111,056	1,256	178,829	(38)
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	104,156	14,829,731	103,906	14,794,136	0
担保受入有価証券	7,386	1,051,619	15,017	2,138,120	(51)
トレーディング資産	101,232	14,413,412	111,299	15,846,752	(9)
投資有価証券	737	104,934	1,003	142,807	(27)
その他の投資	5,733	816,265	5,788	824,095	(1)
貸出金、純額	294,005	41,860,432	300,358	42,764,972	(2)
のれん	2,939	418,455	2,881	410,197	2
その他の無形資産	340	48,409	276	39,297	23
未収仲介料	15,062	2,144,528	16,689	2,376,180	(10)
その他資産	39,225	5,584,856	36,715	5,227,482	7
資産合計	730,295	103,979,402	759,214	108,096,889	(4)
負債及び持分					
銀行からの預り金	23,614	3,362,161	18,960	2,699,525	25
顧客の預金	390,762	55,636,694	393,841	56,075,082	(1)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	21,662	3,084,236	35,368	5,035,696	(39)
担保受入有価証券返還義務	7,386	1,051,619	15,017	2,138,120	(51)
トレーディング負債	29,967	4,266,701	27,539	3,921,003	9
短期借入金	25,567	3,640,229	25,336	3,607,340	1
長期債務	152,348	21,691,308	160,695	22,879,754	(5)
未払仲介料	8,063	1,148,010	13,062	1,859,768	(38)
その他負債	21,817	3,106,304	21,309	3,033,975	2
負債合計	681,186	96,987,263	711,127	101,250,262	(4)
株主持分合計	48,445	6,897,599	47,390	6,747,388	2
非支配持分	664	94,540	697	99,239	(5)
持分合計	49,109	6,992,139	48,087	6,846,627	2
負債及び持分合計	730,295	103,979,402	759,214	108,096,889	(4)

財務データ（一部）－当行（続き）
BIS 指標（バーゼルⅢ）

	2022年6月30日現在		2021年12月31日現在		増減 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
適格資本					
普通株式等ティア1（CET1）資本	42,443	6,043,034	44,185	6,291,060	(4)
ティア1資本	57,208	8,145,275	59,110	8,416,082	(3)
適格資本合計	57,689	8,213,760	59,589	8,484,282	(3)
自己資本比率（%）					
CET1 比率	15.5		16.6		-
ティア1比率	20.9		22.1		-
自己資本比率	21.1		22.3		-

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について 2022 年 7 月 27 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン＝142.38 円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業の内容の概要

クレディ・スイス・エイ・ジーの目的は銀行業を営むことである。クレディ・スイス・エイ・ジーの業務は、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動を含んでいる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、銀行、金融会社及びその他の種類の会社を設立することができる。クレディ・スイス・エイ・ジーはまた、当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社の持分を保有し、経営を行うこともできる。さらに、クレディ・スイス・エイ・ジーは、第三者にビジネス・サービスを提供するために当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社と合弁事業を行うこともできる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、スイス国内及び国外で不動産を取得し、抵当権を設定し、不動産を売却することができる。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(12月31日現在)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
純収益	百万スイス・フラン	20,965	20,820	22,686	22,503	23,042
	百万円	2,771,783	2,752,612	2,999,316	2,975,122	3,046,383
当期純利益／ (損失)	百万スイス・フラン	(1,228)	1,722	3,095	2,514	(1,029)
	百万円	(162,354)	227,666	409,190	332,376	(136,044)
株主に帰属する 当期純利益／ (損失)	百万スイス・フラン	(1,255)	1,729	3,081	2,511	(929)
	百万円	(165,924)	228,591	407,339	331,979	(122,823)
株式資本	百万スイス・フラン	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	百万円	581,724	581,724	581,724	581,724	581,724
発行済株式総数	株	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200
自己株式を除く 発行済株式総数	株	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200
株主持分	百万スイス・フラン	42,670	45,296	46,120	46,264	47,390
	百万円	5,641,401	5,988,584	6,097,525	6,116,563	6,265,432
資産合計 ¹	百万スイス・フラン	817,885	788,942	804,993	882,831	759,214
	百万円	108,132,576	104,306,022	106,428,125	116,719,087	100,375,683
自己資本比率 ²	%	5.2	5.7	5.7	5.2	6.2
一株当たり純資産額	スイス・フラン	9.7	10.3	10.5	10.5	10.8
	円	1,282	1,362	1,388	1,388	1,428
一株当たり配当額 ³	スイス・フラン	0.0023 ⁴	0.0023 ⁵	0.0023 ⁶	0.0023 ⁷	0.1296 ⁸
	円	0.30	0.30	0.30	0.30	17.13
一株当たり当期利益／(損失) －基本 ⁹	スイス・フラン	(0.29)	0.39	0.70	0.57	(0.21)
	円	(38)	52	93	75	(28)
配当性向	%	－	0.6	0.3	0.4	－
従業員総数 ¹⁰	人	10,620	9,400	9,050	9,150	9,430

- (注1) 過年度の数値は修正されている。詳細については、第6「1 財務書類－A 連結財務書類－(6) 連結財務書類注記－1 重要な会計方針の要約－過年度の財務書類の修正」を参照のこと。
- (注2) 株主持分を資産合計で除した割合。
- (注3) 小数点第4位に四捨五入されている。
- (注4) 2018年4月27日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注5) 2019年4月26日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、提出会社の年次株主総会は、一定の従業員並びに関連する資産及び負債のクレディ・スイス・サービスAGへの移管計画に関連して資本拠出準備金を原資とする2百万スイス・フランの処分を承認したが、上述の2018会計年度に関する10百万スイス・フランの配当及びこの表で開示される一株当たり配当額には反映されていない。
- (注6) 2020年4月30日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注7) 2021年4月30日に開催された提出会社の年次株主総会において、資本拠出準備金を原資とする2020会計年度に関する10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、年次株主総会は、一定の従業員並びに関連する資産及び負債のクレディ・スイス・サービスAGへの移管に関連して資本拠出準備金を原資とする1百万スイス・フランの処分を承認したが、上述の2020会計年度に関する10百万スイス・フランの配当及びこの表で開示される一株当たり配当額には反映されていない。
- (注8) 2022年4月29日に開催された提出会社の年次株主総会において、570百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注9) 四捨五入された数値に基づき計算されている。株主に帰属する当期純利益／(損失)を、自己株式を除く発行済普通株式総数の平均で除した数値。自己株式を除く発行済普通株式総数の平均とは、自己株式を除く発行済株式総数の期首残高及び期末残高の合計を2で除した数値である。
- (注10) 提出会社及びその支店の従業員を含む。提出会社の子会社の従業員は含まれない。当行の従業員数は、当グループの従業員数と大きく異なる。